

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 10 月 31 日

金 曜 日

第 5443 号

目 次

規 則

- 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 特別保護地区の指定 2
○鳥獣保護区の存続期間の更新 4
○休猟区の指定 8
○特例休猟区の指定 9
○特定猟具使用禁止区域の指定 10
○都市計画事業の事業計画の変更認可
○道路の区域変更 11

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 12
○富山県立図書館情報プラザシステム（物品調達）に係る一般競争入札の実施 15

規 則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 10 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第52号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の14の項の右欄の第39号の2中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

(ワンチームとやま推進室)

告 示

富山県告示第404号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 特別保護地区の名称
有峰鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
別紙図面に表示する区域
- 3 特別保護地区の存続期間
令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針

- (1) 指定区分

森林鳥獸生息地

- (2) 指定目的

再指定予定地は、県立自然公園に指定されるとともに、「とやま森林浴の森」にも指定され、県民に広く親しまれている。

平成12年には有峰への主要アクセスルートである小見線の大型バスの通行が可能となり、平成14年には有峰森林文化村が設置された。また、平成16年秋に

は有峰ハウスが開館し、県内外から大勢の人々が訪れる。

この有峰湖に面する地形は緩傾斜地が多く、林相はマルバマンサクーブナ群集、ヒメアオキーブナ群集、オオバクロモジミズナラ群落が優占し、一部にブナ原生林も残っていることから、自然度の高い植生景観を呈している。

このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、植生を含む自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、公園等利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第405号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 特別保護地区の名称
吉峰鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
別紙図面に表示する区域
- 3 特別保護地区の存続期間
令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分
身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

指定予定地は、富山県農林水産総合技術センター森林研究所の苗圃、スギの採穂園、採種園及び遺伝子保存林並びにスギの品種の見本林、有用広葉樹の展示林、サクラ品種の見本園等があり、周辺にはアカマツやスギの大径木のほか、コナラ、マンサク、ソヨゴ、ウワミズザクラ、タニウツギ等のかん木の種類も豊富である。

また、平成5年に整備された樹木園は、県民に広く親しまれている。

このようなことから、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、森林研究所及び樹木園の適正な管理のもと自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣を積極的に誘致し、その生息環境を維持するとともに、今後の森林保護行政に資する研究の場とすることや県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第406号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 鳥獣保護区の名称

有峰鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、富山市の南東部に位置し、地形は緩急の変化に富み、ブナ、ミズナラ等の広葉樹、オオシラビソ、クロベ等の針葉樹等の林相が多様であり、県内有数の野生鳥獣の生息地となっている。

また、原生的な自然が多く残っているが、アクセスルートは整備され、さらに県立自然公園及び「とやま森林浴の森」に指定されていること、「有峰森林文化村」が設置されたこと等から県内外を問わず広く親しまれている。

このため、森林性の野生鳥獣を保護するとともに、公園等の利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第407号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第 9 項において準用する同法第 15 条第 2 項の規定により公示し、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 鳥獣保護区の名称

吉峰鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、立山町の南西部に位置し、中心部には富山県農林水産総合技術センター森林研究所の見本林及び展示林があることから多様な樹種が存在している。

また、当該区域はホオジロ等の留鳥、夏鳥等の生息地であり、秋季には渡り鳥の通過地ともなるとともに、ノウサギをはじめとする獣類も生息している。

このため、これらの野生鳥獣の保護を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第408号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 鳥獣保護区の名称

高岡古城公園鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、高岡市中心部の高岡古城公園の区域であり、サクラをはじめとする古老木、ツバキ等のかん木、ツツジ等の多くの植物が生育している。

また、濠(ほり)に囲まれていることから水生植物も生育し、植生は多岐にわたり、多くの種類の野鳥が四季を問わず飛来する自然度の高い公園となっている。

このため、県民が身近に親しく野生鳥獣に接する喜びを体験できるよう鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第409号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和7年11月1日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 鳥獣保護区の名称

桜ヶ池鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、南砺市の中央部に位置し、高清水山系と医王山山系とに挟まれた起伏に富んだ地形であり、広葉樹林が多く、桜ヶ池の近隣には城端ダムのほか山田川の溪流があることから、水鳥の生息に良好な自然環境となっている。

また、この区域は、鳥類の渡りの主要ルートにも当たる。

このため、生息する多様な野生鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第410号

休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間
神通川東休猟区	別紙図面に表示する区域	令和7年11月1日から 令和10年10月31日まで

洞山休猟区	同上	同上
五十里休猟区	同上	同上
速川休猟区	同上	同上
高坪休猟区	同上	同上
南山田休猟区	同上	同上
横山休猟区	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第411号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
神通川東休猟区	別紙図面に表示する区域	令和7年11月1日から 令和10年10月31日まで	イノシシ ニホンジカ
洞山休猟区	同上	同上	同上
五十里休猟区	同上	同上	同上
速川休猟区	同上	同上	同上
高坪休猟区	同上	同上	同上
南山田休猟区	同上	同上	同上
横山休猟区	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第412号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
福光特定猟具使用禁止区域	別紙図面に表示する区域	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	銃器
下熊野特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第413号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

魚津市

2 都市計画事業の種類及び名称

魚津都市計画下水道事業

魚津公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和61年1月9日から

令和13年3月31日まで

富山県告示第414号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月31日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 藤森岡線	小矢部市芹川 305番 3 か ら	変更前		最大 13.5 最小 7.0	69.6	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

	小矢部市芹川 320番2まで	変更後		最大 13.5 最小 12.3	69.6	
--	----------------	-----	--	--------------------	------	--

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）平和堂高岡早川店 高岡市早川550番1 外

2 店舗を設置する者 株式会社平和堂

3 店舗において小売業を行う者 株式会社平和堂 ほか

4 新設の日 令和8年10月1日

5 店舗面積の合計 5,775㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地東側・南側／285台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 平和堂棟北東側／44台、B棟東側／37台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 平和堂棟南西側／96㎡、平和堂棟南東側／60㎡、B棟西側／48㎡、C棟北側／36㎡、D棟西側／40㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 平和堂棟内南西側／18.951㎡、B棟内南西側／9.144㎡、C棟内北側／5.85㎡、D棟内南西側／4.35㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時及び午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分～午後 10 時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地東側／1 箇所、敷地西側／1 箇所、敷地北側／1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 10 時 ほか

8 届出の日 令和 7 年 10 月 9 日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和 7 年 10 月 31 日から令和 8 年 3 月 5 日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイソー富山大広田店、ワークマンカラーズ富山大広田店 富山市中田一丁目 228 番 1 ほか

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社、株式会社ワークマン

-
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社大創産業 ほか
- 4 新設の日 令和8年5月28日
- 5 店舗面積の合計 1,303㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物①②東側／51台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物①南東側／15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物①北側／24㎡、建物②南側／24㎡、建物②東側／24㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物①内北西側／4.81㎡、建物②内南東側／2.30㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び午後9時 ほか
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分～午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地東側／2箇所、敷地北側／1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①②／午前6時～午後10時、荷さばき施設③／24時間
- 8 届出の日 令和7年10月17日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 10 縦覧期間 令和7年10月31日から令和8年3月5日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
 - (2) (1)の事項の公表の可否
-

- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

富山県立図書館情報プラザシステム（物品調達）に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年10月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 物品等の名称及び数量

富山県立図書館情報プラザシステム（ハードウェア等） 一式

- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等

富山県立図書館情報プラザシステム（物品調達）仕様書による

- (3) 借入期間

令和 8 年 3 月 2 日から令和13年 3 月 1 日（60ヶ月）

- (4) 借入場所

富山県立図書館

- (5) 納品期限

令和 8 年 1 月30日（金）

- (6) 納品場所

株式会社インテック行政システム事業本部行政システム開発部

（富山市牛島新町 2-2）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、競争参加資格確認申請書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入

札参加資格者名簿に等級が A の者として登載されている者であること。

3 入札資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書で定める書類を令和 7 年 11 月 10 日（月）午後 5 時までに 4 (1) に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において 2 の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認結果は、競争参加資格確認結果通知書により、令和 7 年 11 月 14 日（金）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-0115 富山市茶屋町 206-3

富山県立図書館普及課

電話 076-436-0229

- (2) 入札説明書の交付方法

令和 7 年 10 月 31 日（金）から同年 11 月 7 日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までに、前記(1)の場所及び富山県のホームページ「富山県立図書館情報プラザシステム（物品調達）に係る一般競争入札の実施について」で配付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和 7 年 11 月 27 日（木）午後 5 時

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和 7 年 11 月 28 日（金）午前 10 時 00 分

(2) 開札場所 〒930-0115 富山市茶屋町 206-3

富山県立図書館別館 3 階多目的ホール

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 (1) の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、物品等の 1 ヶ月分のリース料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入

札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

その他詳細は、入札説明書による。